

後期高齢者医療制度 の こと



○後期高齢者医療制度 とは

75歳より 上の 人のための 公的保険制度です。

65歳より 上の 人で、決まった 種類や 重さの 障害があつて、市役所などで 申し込んで

兵庫県に 認められた人も 使える 制度です。

生活保護を 受けて いない人は、必ず 入る 医療制度です。

入らないで 病院に 行くと、お金が たくさん かかります。

かかった医療費を 全部 自分で 支払うことに なります。

(保険で できる お金のこと)

(1) 病院で 支払う お金のうち、10%か 20%か 30% だけを、自分で 支払います。

ただし、全部 自分で お金を 支払う 必要がある 病気や けがの 種類が あります。

なお かつ、全部 自分で 支払います。

(2) 加入者 (ほけんに はいっている ひと) が 死んだとき、葬式を する お金が 保険から 出ます。

ほかにも、いろいろな きまつたときに 保険から お金が 出ます。

(保険に 入る 手続きのこと)

住民登録を している人で、入管法で 決められた 在留期間 (日本に 住める 期間) が

げつ こ ひと はい
3か月を 超える人が 入れます。

ざいりゅうきかん げつ みじか ひと にほん き もくてき かんが げつ なが
在留期間が 3か月より 短い人でも、日本に 来た 目的を 考えると 3か月より 長く

にほん にゅうかん みと ひと はい
日本に いることになると 入管が 認める人は、入れます。

ざいりゅうしかく とくていかつどう にほん いう う ひと せわ
ただし、在留資格が、「特定活動」で日本で 医療を 受けるためか。その人の 世話を

にほん き す ひと こうきこうれいしゃいりょうせいど い
するために、日本に 来て 住んでいる 人は、後期高齢者医療制度に 入れません。

じゅうみんとうろく てつづ と き てつづ にのみやしやくしよ こうれいしゃいりょうほけんか
(1) 住民登録の 手続きを する時に、手続きします。西宮市役所の 高齢者医療保険課、

ししよ さーびすせんたー あくたにのみやすてーしょん どうようび にちようび しゅくじつ
支所、サービスセンター、アクタ西宮ステーションで できます。(土曜日、日曜日、祝日は
できません。)

ひつよう
(2) 必要な もの

ふたんくぶんしょうめいしよ
・負担区分証明書

ひょうごけん ちがう ひ こ にん まえ す
兵庫県と 違う ところから 引っ越してきた 人で、前に 住んでいた ところで

こうきこうれいしゃいりょうせいど はい
後期高齢者医療制度に 入っていたら、いります。

ざいりゅうきかん げつ い か ひと げつ いじょう にほん
・在留期間が 3か月 以下の 人は、これから 3か月 以上 日本に いる ことが

しょうめい たと ざいしよkしょうめいしよ けんしゅうけいかくしよ
証明できる もの。例えば、在職証明書、研修計画書など。

てつづ かいしゃ しよくぼ けんこうほけん はい けんこうほけん
・手続きする まで、会社など 職場の 健康保険に 入っていたときは、健康保険の

しかくそうしつしょうめいしよ
資格喪失証明書。

ばすぼーと とくていかつどう ざいりゅうしかく にゅうこく ざいりゅう ひと
・パスポート（「特定活動」の在留資格で 入国・在留 する人）

こうきこうれいしゃいりょう ほけんしょう ひほけんしゃしょう
(後期高齢者医療の 保険証) (被保険者証)

はい まい ほけんしょう こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしょう
入ると、ひとりに 1枚、保険証 が もらえます。後期高齢者医療被保険者証)と いいます。

びょういん けがや びょうき みてもらう ときは、かならず もって 行って、窓口で ほけんしょう 保険証を
みせましょう。

○保険料 について

こうきこうれいしゃいりようせいど かにゆう じゅうみん つき にゆうこく つき
後期高齢者医療制度に加入したら、住民となった月（入国した月ではありません）

または、75歳になった月からの ほけんりょう はっせい
保険料が発生します。

はい ひと しょとく かぞく せたい こじん けいさん
入っている人の所得と家族（世帯）のようすによって個人で計算されます。

にほん きて ねんめ いちばん すく ほけんりょう はら
日本にきて1年目は、一番少ない保険料を払います。

まえ ねん にほん しょとく
前の年に日本での所得がないからです。

ねんめ しょとく きんがく ふ ほけんりょう ふ
2年目から、所得の金額が増えると保険料も増えます。

ほけんりょう ねん あいだ かい はら
保険料は1年の間で9回払います。

がつ つぎ とし がつ あいだ はら
7月から次の年の3月までの間に払います。

がつ よくねん がつ あいだ とちゅう こうきこうれいしゃいりようせいど かにゆう とき かにゆう
4月から翌年3月までの間の途中で後期高齢者医療制度へ加入した時は、加入した

つぎ つき よくねん がつ ほけんりょう しはら
次の月から翌年3月までの保険料の支払いとなります。

こうれいしゃいりようほけん のうふしょ き ひ ぎんこう ゆうびんきょく
高齢者医療保険から納付書が送られてきたら、決められた日までに銀行や郵便局

ぎんこう こうざ じどうふりかえ ぎんこう こうざ じどう ほけんりょう はら
など銀行の口座から自動振替（=あなたの銀行の口座から自動で保険料を払う

かた もう こ
やり方）を申し込むこともできます。

さいがい しつぎょう とうさん ほけんりょう はら ほけんりょう
災害、失業、倒産などで保険料を払うことができないとき、保険料が

すく はら
少なくなったり、払わなくてもよくなったりすることがあります。

ほけんりょう はら むづか そうだん
保険料を 払うのが 難しいときは、すぐに 相談 してください。

やくしょ とど で ひつよう
○役所に 届け出が 必要が あること

つぎ とし にち まえ しく ちょうそん やくしょ し
次の時は、14日が すぎる 前に 市区町村の 役所に 知らせて ください。

にしのみやし なか ひ こ せたいぬし
(1) 西宮市の中で 引っ越しを したとき、世帯主が かわった とき

てんにゆう てんにゆう しく ちょうそん にしのみやし ひ こ
(2) 転入 するとき (転入 = ちがう 市区町村から 西宮市に 引っ越しを したとき)

しく ちょうそん にしのみやし ひっ こ し やくしょ ししょ じゅうみん
ちがう 市区町村から 西宮市に 引っ越しを したときは、市役所か 支所などで、住 民

とうろく てつづ こうきこうれいしゃいりようせいど はい てつづ
登録の手続きを したあと、後期高齢者医療制度に 入る 手続きを してください。

じゅうみんとうろく にしのみやしやくしょ しみんか ししょ
(住民登録については、西宮市役所 市民課 または それぞれの 支所などへ
きいて ください。)

てんしゅつ てんしゅつ しく ちょうそん ひ こ
(3) 転出 するとき (転出 = ちがう 市区町村に 引っ越しを するとき)

にしのみやし しく ちょうそん ひ こ くに かえ ひ
西宮市から ちがう 市区町村に 引っ越しするとき、あなたの 国に 帰るときは、その日の

まえ とど で てんしゅつしょうめいしよ
前までに 届け出をし、転出 証明書を もらって ください。

ひ こ かいな
引っ越し したあと 14日以内でも いいです。

てんしゅつ とどけで こうきこうれいしゃいりようせいど ぬ てつづ
転出の 届出を するときに、後期高齢者医療制度から 抜ける 手続きを します。

にしのみやしやくしょ こうれいしゃいりようほけんか ししょ しみんさーびすせんたー あくたにしのみやすてーしょん
西宮市役所の 高齢者医療保険課か、支所、市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション
で できます。

どうようび にちようび しゅくじつ こうきこうれいしゃいりようひほけんしゃしよ
(土曜日、日曜日、祝日は できません。) 後期高齢者医療被保険者証を

も
持ってきてください。

ひ こ にちい ない てんしゅつしょうめいしよ ざいりゅうかーどなど ゆうこう がい
*引っ越しのあと、14日以内に、転出 証明書と 在留カード等 (有効とみなされる 外

こくじんとうろくしょうめいしよ ふく ひ こ じゅうしょ しく ちょうそん まどぐち
国人登録 証明書を 含みます) を 引っ越しした 住所にある 市区町村の 窓口で

てんにゆう とどけで
転入の届出を してください。

(4) 死んだ とき

こうきこうれいしゃいりょうひほけんしょう にしのみやし かえ
後期高齢者医療被保険証を 西宮市に 返して ください。

(5) 保険証が なくなったとき、汚したときなど。

ちゅうい とどけで ひつよう しょうい
【注意】どんな ことに なったかに よって、届出に 必要な 書類が ちがいます。

※ どの 手続きも 平日（月曜日～金曜日）しか できません。

こうきこうれいしゃいりょうせいど はい ひと
○後期高齢者医療制度に 入る ことが できない 人

(1) 住民登録を して いない 人

(2) 在留資格が ない 人

(3) 1年よりも みじかい 間だけ 日本に いる 人

(4) 生活保護を 受けている 人 など

れんらくさき ほけん はい にしのみやしやくしよこうれいしゃいりょうほけんか
(連絡先) *保険に 入ること 西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3192

ほけん かね
*保険の お金を もらうこと

にしのみやしやくしよこうれいしゃいりょうほけんか
西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3154

ほけん かね はら
*保険の お金を 払うこと

にしのみやしやくしよこうれいしゃいりょうほけんか
西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3110

※ 詳しいことは、日本語が わかる人と 一緒に 聞いてください。